

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	大規模特定電気通信役務提供者に対する削除対応の迅速化及び削除等の実施状況の透明化に係る具体的措置の義務付け
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課 e-mail: tushinr1youkankyou2@soumu.go.jp
評価実施時期	令和6年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 近年、インターネット上における誹謗中傷等の違法・有害情報の流通は社会問題化している。総務省の違法・有害情報相談センターに寄せられる相談件数は高止まりしており(令和4年度は5,745件)、上記相談センターにおける被害者からの相談のうち、約3分の2が「投稿の削除」に関するものである。「投稿の削除」については、これまで事業者の自主的取組に委ねられてきたものの、問題が数多く生じており、事業者の自主的取組に限界が見られている。 今回の制度改正を行わない場合には、事業者による「投稿の削除」について上記課題を解消することができず、インターネット上の違法・有害情報による被害がより一層深刻化するおそれがあることをベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 被害者からのニーズが高い「投稿の削除」について、これまで事業者の自主的取組に委ねられてきたものの、問題が数多く生じており、事業者の自主的取組に限界が見られている。具体的には、①申出窓口が分かりにくい、②情報が拡散しないように一定期間以内における迅速な対応が必須、③申出に対する判断結果及び理由の通知がない場合がある等の課題が被害者等から指摘されている。また、④事業者がどのような場合に投稿の削除を行うか等の基準(運用指針)の内容が抽象的であるため、具体的にどのような場合に適用されるかが明らかでない等の課題も指摘されており、事業者の自主的取組では不十分な状況にある。 これらの課題の原因として、違法・有害情報の流通による被害者への対応といった利用者保護の取組は、事業者にとって金銭的利益が見込まれず、市場原理による対応の改善が期待できないことが挙げられる。</p> <p>【規制の内容】 1. 大規模特定電気通信役務提供者の指定・届出義務 SNS等の特定電気通信役務を提供する者のうち、一定規模を超える等の条件を満たすものを提供する者を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、総務大臣に住所等を届け出る義務を課す。 2. 削除対応の迅速化 権利侵害情報への速やかな対応を実現するため、大規模特定電気通信役務提供者に対して以下の義務を課す。 ① 被侵害者からの削除申出を受け付ける方法を定め、公表する義務 ② 侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行う義務 ③ ②の調査のうち、専門的な知識経験を要するものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関する十分な知識経験を有する人員(侵害情報調査専門員)を一定数以上選任する義務 ④ ①の方法に従った削除申出があった場合に、必要な調査を行った上で、申出に応じて情報を削除するかどうかを判断し、削除した場合にはその結果、削除しなかった場合にはその結果及び理由を総務省令で定める一定期間以内に当該申出者に通知する義務 3. 削除等の実施状況の透明化 発信者等に対する削除等の透明性を確保するための義務として、大規模特定電気通信役務提供者に対し、以下の義務を課す。 ① 大規模特定電気通信役務提供者の裁量による削除等については、削除等の対象となる情報の種類をできる限り具体的に定め、事前に公表する義務 ② 削除等の事実及び理由を発信者に対して通知し、又は発信者が容易に知り得る状態に置く義務 ③ 迅速化を図るための義務及び透明化を図るための義務に基づき講ずべき措置の毎年の実施状況(例:削除申出に対する回答件数や発信者への通知件数等)を公表する義務</p>

規制の費用	(遵守費用)	<p>遵守費用が発生するものについて推計を行ったところ、主要な費用としては次のとおりであり、遵守費用全体として約2億円と推計できる。</p> <p>大規模特定電気通信役務提供者は削除申出に対して当該申出が権利侵害にあたるかを調査するための侵害情報調査専門員を選任し、遅滞なく調査を行う義務を履行するため、新たに人員を雇用する必要がある。仮に侵害情報調査専門員を3人新たに選任し、権利侵害性の有無につき1件の削除申出に対して7時間の費用が発生するものとする、費用は以下の通りとなる。</p> <p>2,680円(担当者時給)×7時間(調査に要する時間)×3人(実際に作業を行うと考えられる人数)=56,280円</p> <p>事業者の自主的取組によって、これまでどの程度の削除等の取組が行われてきたかの運用状況は明らかではなく、本改正によって、指定されることになる大規模特定電気通信役務提供者の数や指定事業者に寄せられることになる削除申出の件数についての正確な推計は現時点では困難であるものの、総務省が委託運営する違法・有害情報相談センターへの被害者からの「投稿の削除」に関する相談が、各大規模特定電気通信役務提供者に対してもなされることになった場合は、令和4年度は当該センターに対して約3,800件の「投稿の削除」に関する相談があったため、大規模特定電気通信役務提供者全体における権利侵害情報の調査にかかる年間の遵守費用の総額は、213,864千円と推計される。</p> <p>56,280円/件(1件あたりの削除申出に対する調査費用)×3,800件=213,864千円</p>
	(行政費用)	<p>本改正により指定を受けた大規模特定電気通信役務提供者が行政に対して届出をすることとなるが、行政において、届出に係る書類を確認し、ホームページやその他広く国民が知ることのできる場所に公表することとなるが、以下の通り行政費用は限定的である。</p> <p>仮に当該対応に係る書類の確認作業、ホームページ等への公表に2時間、担当者3名で行うものとする費用は以下の通りとなる。</p> <p>3,392円(担当者の時給)×2時間(1社あたりの対応に要する費用)×3人(担当者の人数)×3(大規模特定電気通信役務提供者数)=61,056円</p>
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	-
	(副次的・波及的な影響)	<p>大規模特定電気通信役務提供者の範囲は事業者の経済活動(特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的・実務的負担の問題)や表現の自由に与える影響、削除の社会への影響を踏まえ、一定規模以上のものに限定するため、特段の影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の関係		-
その他関連事項		<p>「プラットフォームサービスに関する研究会」では「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」を設け、関係者ヒアリング及び3度の意見募集を実施する等、専門的・集中的に議論を行った。その結果、第三次とりまとめ(案)(令和5年12月12日)において、大規模プラットフォーム事業者に対して「プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」、「プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律」に関して具体的措置を求めるにあたっては、事業者の経済活動(特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的・実務的負担の問題)や表現の自由に与える影響、削除の社会への影響を踏まえ、一定規模以上のものに対象を限定することが適当との提言があった。</p>
事後評価の実施時期等		<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に改正法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>改正法によって対象となる大規模特定電気通信役務提供者数、侵害情報調査専門員の選任数、措置申請窓口の設置に係るシステム改修費、公表が義務付けられる削除申出に対する判断結果及び理由の通知件数、運用指針による削除の具体例等により、改正法の運用状況を確認する。</p>
備考		